

第5章 計画の推進にあたって

1. 具体的な計画の推進

(1) 地域住民、行政等の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域の住民や団体、NPO、事業者、行政、社会福祉協議会、学校など、また、年齢も児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層によって実現します。なかでも、住民は、地域福祉の担い手として、計画づくりから実践に至るまで中心的な役割を担っています。

一方で、困窮している人に対して提供するサービスを行政が決める「措置制度」から、サービスを利用しようとする人がサービス提供事業者やサービス内容を自ら選択し契約する、自己決定を尊重する「支援制度」へ、と福祉を取り巻く環境も変化している中で、福祉サービス事業者の地域福祉に果たす役割も増えてきています。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会を地域福祉の推進母体と位置づけて、「地域福祉活動計画」に具体的な取り組みを示しています。

この活動計画では、「福祉」という枠に止まらず、「人々が安心して住み続けることができる街づくり」という視点で基本計画の柱を設定しています。そして、6本の基本計画の柱は、個々に柱立てされてはいるものの、基本構想の具現化に至っては、すべて関連性を持っています。

多くの人々が活動に関わっていく中で、福祉は自分には関係ないと思っていたが、実は自分自身が福祉問題を抱えていたという、自分自身の発見から福祉課題が共有されるよう理解の促進を図ることをねらいとしています。

この活動計画は、社会福祉協議会の諸事業の枠を超える幅広い範囲で活動をとらえています。さらに、その取り組みの担い手としては、関連する市民、団体、関係機関等に広く呼びかけ、縦横の連携を図りながら諸事業を推進しようとするものです。

この活動計画は、「地域福祉を推進するための市民計画」として、より多くの市民が参画して諸事業を推進し、一層の福祉コミュニティを形成していきます。

今後は、両計画の調和を保つため、一体的な計画づくりに向けて調整を図っていきます。

基本構想

すべての人々のおもいやりに満ちあふれたふるさと富士見を創ります。
住み慣れた地域・家庭で住み続けられるよう、地域住民の参加と協力により福祉の街づくりをすすめます。

◇第2次富士見市地域福祉活動計画の枠組み

- ・基本計画の柱1 地域福祉活動の推進
- ・基本計画の柱2 地域生活の支援・サービス利用者の支援
- ・基本計画の柱3 ボランティア活動等社会参加の推進
- ・基本計画の柱4 情報の共有（情報の提供・福祉ニーズの把握）
- ・基本計画の柱5 ネットワーク（つながり）づくりの推進
- ・基本計画の柱6 市民とともに歩む社会福祉協議会の基盤強化

2. 計画の普及啓発と実践

（1）計画の普及啓発

すべての市民に対し、概要版や広報紙、ホームページなどにより周知を図るとともに、地域住民や町会などの団体に、「出前講座」などを活用しながら、理解と参加・協力を求めています。

また、福祉サービス事業者などには、サービス実施の適正化を求めるほか、相談や苦情解決など、サービスを支える仕組みについても協力を求めています。さらに、事業所には、社会貢献の取り組みの一つとして地域福祉への参加を促し、情報の提供を行っています。

（2）計画の具体的な展開と実践

この計画は、福祉だけでなく、要援護者支援など地域の課題に対して、その取り組みの方向性を示したものです。しかし、地域ごとに抱える課題も異なります。

このため、おおむね小学校区ごとに推進組織を設置し、住民や団体、市、社会福祉協議会などの協働で実状に合った具体的な実施計画を立て実践していきます。

平成21年度は、実施計画づくりの年度と位置づけ、計画期間の5年間のうちに行うべき事項の選定を行います。

（3）計画の推進・評価体制

この計画は、既存のさまざまな計画と重複しています。このため、市関係課や社会福祉協議会などが所管する計画や事業を通じて計画の推進を図るほか、地域の住民などと協働して、計画実施に対する評価のための組織を設けます。